

# 外国人就労者 建設業で働く 就労ビザは？

外国人が日本で働くためには、  
**在留資格（ビザ）**が必要です。  
実際に行う業務内容によって  
要件が変わります。



## 技能実習

技能実習1号（1年間）

技能実習2号（2年間）

技能実習3号（2年間）

## 特定技能

特定技能1号（最長5年）

特定技能2号（無期限）

## 技能

外国様式の建築

または土木工事のみ

## 技術・人文知識・国際業務

設計・施工管理・事務作業のみ

作業員は単純作業とみなされ原則**不可**

## ►就労制限がなく働くビザ

●永住者

●永住者の配偶者等

●定住者

●日本人の配偶者等

●留学生や家族滞在者などの資格外活動者

（週28時間の時間制限あり）

●特定活動（難民申請中で就労可の場合、ワーキングホリデー等）

在留カードに「就労可」の記載があれば就労制限なく働くことが可能